

一、警城平領内一揆蜂起の事
 江戸より來狀の寫如左、其添狀に云。内藤備後守殿當時在
 江戸に候處、備後守殿近年於領分不行狀の取沙汰有之候處、
 今年九月領分百姓令一揆、城下甚致騒動候。聞番等廻狀に
 は不申來候得共、左の紙面致流布候に付寫越候由、十月廿
 四日飛脚に指越候。十一月七日に來る。

奥州警城平城主内藤備後守様御知行七萬石、近年御用金等
 御領内へ度々被仰付、其上御取立も嚴敷、高免九つ半迄御
 取立、諸役金様々と名を付取立、諸役人百姓を掠め、其上
 當午の夏より百石に付金壹兩三步宛、七年の間役金指出候
 様、并其村々酒屋・豆腐屋・葛蕪屋・紺屋・糝屋に至る迄、其
 賣高にて役錢取上げ、殊に賣人は荷物一駄に付五拾文宛の
 入役、出役も同様、荷賣候へば金拾兩に付四百拾六文宛の
 役錢、御國は不及申他國者たり共、役人立懸り取上申候由。
 店には一箇月の賣高にて取上候由。依之方々より御願指上
 候得共、一向に御取上無之、達て御願候へば御しかり有之、
 餘りつよく御願候へば入獄など被仰付候。

一、御國中何方より廻狀相廻し候共不知、七萬石中惣百姓

公儀様に、右の目安指上候科にて致入獄候。依之百姓共申
 合候は、喜三次事七萬石の百姓名代に、一人數年入獄いた
 し候。是を先づ引出可申と兼々申合候に付、右獄屋を散々
 打破り喜三次を引出し、其外此度の願に付、入獄の者共七
 八人引出し、又十八日明け方鬨の聲を作り方々へ押寄候へ
 ば、城中へ詰候家中の面々は、鎗・長刀を携へあわて登城い
 たし候。同五時御用人見松金右衛門へ押寄、屋敷不殘打破
 り、夫より田町御門を破り會所に押寄、同じく是も打破り、
 同土藏三間に七間の藏より、諸帳面を持出し、廣小路二十
 間許の所へ積上、其上に戸・障子・襖・櫃・長持を打破り、積重
 ね候て火を付候へば、餘烟大に燃上り、其光天にかゞやき、
 さながら大火の如く見え申候。城中にては屋敷々々へ火を
 懸攻ると存、大筒を放し陣太鼓を打。依之家中の面々も、
 在々に罷在候侍も、物の具を堅め、男たる者は不殘致登城
 候。火の燃上るに隨ひて百姓共ほらの具を吹立、鬨の聲を
 上る事數度也。町方にては城中に火を付たると申出し、男
 女周章ちまたに迷ひ、百姓は彌貝を吹立、鬨の聲を上げ、
 城中は猶太鼓を打ち數百挺の鐵炮打放す。其音天地もさく

十八箇條の御願に付、平の御城元へ十七日出合候様に、村
 々へ相廻し候。若し出合不申村有之候はゞ、大勢押寄火を
 付け、其上男女共に打殺可申由を書記し相廻し候。依之出
 合不申村は一箇村も無之、則九月十七日五つ時より追々寄
 來候。先づ北の手より狐塚村與右衛門・赤根村七右衛門と申
 者は、近村の割本にて有之候所に、右兩人所へ大勢押寄、
 家内不殘藏等迄散々打破り、酒等をも作り置候を、五百人・
 千人宛八方より一村々々に旗を指、ほらの具を吹立、鬨の
 聲を合せ、八時平の町へ押寄、先づ本三丁目割本市郎右衛
 門家宅打破り申候。是は町方の割本にて、夫より同三丁目
 御役所へ懸り候處、鐵炮にてあしらひ候へども大勢押入、
 役人を追拂ひ弓・鐵炮鎗・長刀を奪取、役所代々の諸帳面を
 奪取、井戸二つに打込、或は引さきどぶ堀へ打込候。是は
 知行割符帳・新開取立帳・諸役金割符帳面の由。右役所は七
 萬石の取捌政務納所に御座候。其上散々打破り、是を仕廻、
 二丁目獄屋御座候。右の獄屋にあら田の同村喜三次と申者、
 十一箇年以前に入獄いたし候處、此者は七萬石の百姓共致
 困窮候に付、御願目安を書上候所御取上げ無之、無是非大

る計也。さもすさまじく覺ゆ。櫓上には甲冑を帶したる武
 士百人計、弓・矢・鐵炮をさしむけ鎗・長刀をひらめかし、城
 を守居申事廿日迄也。始は鐵炮に玉を詰打候故手負大勢出
 來、其内三四人忽死申候。家老申候は、兎角百姓へ手疵な
 ど付不申様に、から鐵炮にて驚し指置、若し城へ向候氣色
 見え候はゞ、其時分とかく可然と下知いたし候へば、後には
 大公儀様御帳面、先年の城主鳥居左京様御代より御知行割
 符、御國中山海里々の諸繪圖、諸家中系圖格式、同町人百
 姓格式、惣躰七萬石御家惣政所元より、諸帳面の類一つも不
 殘燒拂。夫より中根喜左衛門殿と内藤舍人殿、同治郎左衛門
 殿、右三人の家老用人屋敷も打破り、三人も引出し打殺可
 申と申合候へば、右の内二人は十七日夜城中に詰罷在、治
 郎左衛門殿は江戸へ致出府候へば出合不申候。百姓都合八
 萬四千七百人餘の者共、右三人の者共出よくとわめき城
 を取卷、廿日迄は引もやらず。去ながら城中へはすゝみか
 ね大手に罷在候。大手の前櫓臺の上に、鎧たる武士百人計
 り鐵炮をならべ扣居申候。櫓の上には弓を持居る。堀の上